

【研究ノート】

「珍玉」考——出雲国風土記意宇郡母理郷

江原 瑞貴

序

母理の郷。郡家の東南卅九里一百九十歩なり。天の下造りましし大神大穴持命、越の八口を平け賜ひて、環り坐す時に、長江山に來坐して詔りたまひしく、「我が造り坐して命く國は、皇御孫の命平世と知らせと依せ奉らむ。但、八雲立つ出雲の國は、我が静まり坐す國と、青垣山廻らし賜ひて、**珍玉**置き賜ひて守らむ（珍玉置賜而守詔）」と詔りたまひき。故れ、文理と云ふ。（出雲国風土記意宇郡）

右の記事中の「珍玉」は古写本全てに「玉珍」と記される。ところが近年、植垣節也氏は『文選』西京賦にある「珍玉」の例に基づき「古写本は『玉珍』。恐らく「珍玉」の誤写。」⁽¹⁾とし、本文を「珍玉」に訂正している。漢籍には「玉珍」はなく、「珍

玉」が多く見られる。⁽²⁾また、播磨国風土記揖保郡神嶋条には「美しい玉」の意義で「珍玉」の例がある。

在石神形似佛像 故因爲名 此神顔 有五色之玉…(中略)
…以爲非常之**珍玉**。⁽³⁾

一方、「玉珍」の例は、漢籍及び『風土記』には管見では見当たらない。⁽⁴⁾以上のことからすれば、植垣氏が「珍玉」とした校訂は、正しいものであると考えられる。

だが、本文を「珍玉」と訂じたことの説話的な意義については、未だ十分な検討がされていない。植垣氏も解釈の上では「タマ（靈力）の具体的な象徴」とし、従来説（「玉珍」説）同様⁽⁵⁾の理解を示している。例えば、「玉珍」説をとる秋本氏は「神の靈代または主権の表示としての玉」という理解をし、さらに「我が領として居る、鎮座する」意としている。確かに玉には「魂」⁽⁶⁾の義があるとされる。そのような「玉」を置くことは、神の魂の一部を置くことになり、神の鎮座を意味するのである。

しかし、「珍玉」は植垣氏が指摘するように、漢籍を踏まえた表現である。それならば、漢籍における「珍玉」の意義を踏まえて、当該条も理解する必要がある。そこで、本研究ノートでは、漢籍における文脈理解に基づき、当該条の「珍玉」の意味するところを探っていきたい。

I 漢籍の「珍玉」

漢籍における「珍玉」の例は、植垣氏が指摘したように『文選』西京賦に見られる。

爰有藍田珍玉是之自出(爰に藍田有りて、珍玉是より出づ。)

ここでの「珍玉」は、「貴重な美玉」の意で用いられている。⁽⁷⁾その点において、神の魂の籠もる「玉」を修飾するために、「珍玉」と表現されたと理解することもできる。ただし、漢籍における「珍玉」には、もう少し別の意義で用いられる場合がある。『史記』「孔子世家」に、次のような例が見られる。

先王欲_レ昭_二其令德_一、以_二肅慎矢_一分_二大姫_一、配_二虞胡公_一、而封_二諸陳_一。分_二同姓_一以_二珍玉_一、展_レ親。分_二異姓_一以_二遠方職_一、使_レ無_レ忘_レ服。

(先王、其の令徳を昭かにせんと欲し、肅慎の矢を以つて大姫に分ち、虞の胡公に配し、而して諸を陳に封ぜり。同姓に分つに珍玉を以つてし、親を展んず。異姓に分つに、遠方の職を以てし、服を忘るること無からしむ。)

ここでは、武王が同姓に珍しい宝玉を与えることによって、親族の間柄を重厚にしている。⁽⁸⁾ここでの「珍玉」は、親族同士

の関係性を深める意味を持つのだ。また『孔子家語』「辯物」には、次のような「珍玉」例が見られる。

古者分同姓以珍玉、所以展親親也。

(古は同姓に分つに珍玉を以つてするは、親を親しむを展ぶる所以なり。)

【訳】昔、同姓に物品を分与するときは、めつたにない宝玉をおくつたのは血族の結束を確かにするためです。

ここでは、「親しむを展ぶる」ため、即ち「血族の結束を確かにするため」に「珍玉」が贈られている。珍しく貴重な宝玉は、血族の結束を確かにするために用いられたのである。

以上のような漢籍の例を見てくると、当該条の「珍玉」にも、「血族・親族の結束を確かにする」という意味合いがあることが予測される。そこで、その可能性を次に検討したい。

II 大穴持命と「珍玉」

当該条で「珍玉」を「置賜而守」としたのは、「大穴持命」である。大穴持命は、出雲国風土記では、多くの妻子を持つ。この神が出雲という在地において、独自の神統譜を有していたことは、しばしば指摘される。そして佐藤四信氏は、夥しい妻問譚があることに關して、次のように述べている。

出雲一國が形成されてゆく過程において、ある優れた英雄神が、諸々の小國家の征服と統治とを円滑に行うために交された女衾との通婚が、征服者側の強い優越感として民間記憶にくりかへされ、さうした追憶の漸層によつて大穴

持命の妻間譚は大きく結晶し、伝承化されたものと思はれる。^⑩

当該条は、「我が造り坐して命く國は、皇御孫の命平世と知らせと依せ奉らむ」とあるように、記紀の国譲り神話を踏まえる。その点で、「大穴持命」神話の中でも、特に重要な神話が当該条であると言える。「天の下造りましし大神」が国を作り纏め、その国を大和朝廷に譲るという文脈で、「珍玉」が用いられている。だから、ここでの「珍玉」は、「天の下造りましし大神」が、統治する国々及びその国々の神々（大穴持命と親族関係をもつ神々）と結束をもっていることを意味しているのではないだろうか。そのように纏められた国々が、大和朝廷に譲られるのである。出雲（反朝廷的世界）において国が譲られる、という、大和朝廷にとって重要な場面で「珍玉」が用いられている。それは、単なる神の鎮座伝承ではない。

オオナムチ神一族（神統譜）、加えて国家と出雲という関係性に関わらせて「珍玉」は理解すべきではなからうか。その場合、漢籍における「珍玉」の意義（血族・親族の結束を確かなものにする玉）を援用して、理解すべきものと考えられる。^⑪

結論

以上、出雲国風土記・意宇郡・母里郷における「珍玉」の説話的意義について、漢籍での意義（血族の結束を確かなものにするための「珍玉」）と関わらせて述べてきた。

なお、風土記の漢籍受容、オオナムチ神話、国家との関わり等については今後の課題とした。

〔注〕

- (1) 植垣節也『風土記』（小学館、平成九年一〇月二〇日）
- (2) 漢籍における「珍玉」には以下のような例がある。「劉伯莊云珍玉朴也」（司馬遷『史記』）、「禪衣悉羅纈錦繡珍玉」（李百藥『北齊書』）。
- (3) 播磨国風土記揖保郡神島条の「珍玉」について、植垣氏は「すばらしく得がたい玉」と解釈し、秋本氏は「めずらしく貴重な宝玉」と解釈している。ここでは、「佛像に似る」「荒ぶる」「石神」にあった「珍玉」という説話の全体的な意味を考えても、血族の結束を確かなものにするための「玉」という意味は含まれないであろう。その点で、当該条の「珍玉」は、出雲国風土記編纂者独自の漢籍理解に基づくのであろう。
- (4) 「玉珍」の例は、人名「明玉珍」（元）、や、「金玉・珍寶」、「金玉・珍玩」、「金玉・珍珠」の例はあるが、熟語としての「玉珍」の例は見当たらない。
- (5) 秋本吉郎『風土記』（岩波書店、昭和三三年四月五日）
- (6) 「靈魂をさす『たま』と同源か。本来は、靈魂がこもっている」と信じられた神聖な物体の総称であろう（久松潜一『角川古語辞典』（角川書店、昭和五年五月三〇日）とある。なお、『風土記』における「玉」には以下

のような例がある。「大神（中略）甲戈楯劍 及所執玉珪 悉皆脱履」（常陸国風土記、信太郡）、「中有女二人 玉纏手足」（播磨国風土記、讚容郡）、「大帶日子命（中略）御佩刀之八咫劍之上結爾八咫勾玉」（播磨国風土記、賀古郡）、「倭武天皇（中略）以玉榮井」（常陸国風土記、行方郡）、「大神之玉 落於此川」（播磨国風土記、讚容郡）、「根日女 老長逝（中略）以玉飭墓」（播磨国風土記、賀毛郡）、「在石神形似佛像 故因爲名 此神顔 有五色之（中略）以爲非常之珍玉」（播磨国風土記、損保郡）、「此人有美玉 名曰石上神之木蓮子玉」（肥前国風土記、彼杵郡）。

(7) 中島千秋『新釈漢文大系 第七九卷 文選（賦篇）上』

（明治書院、昭和五二年一月二日）

(8) 吉田賢抗『新釈漢文大系 第八七卷 史記七（世家下）』

（明治書院、昭和五七年二月五日）

(9) 宇野精一『新釈漢文大系 第五三卷 孔子家語』（明治書院、平成八年一〇月五日）

（笠間書院、昭和四九年六月二〇日）

(10) 佐藤四信『出雲国風土記の神話』（笠間書院、昭和四九年六月二〇日）

(11) このことは古事記において大国主命系譜に、在地豪族（国造）が集中させられていること（松本直樹「アメノホヒはなぜ派遣されるのか」へ『古事記神話論』（新典社、平成九年一〇月三〇日））と軌を一にする。

（埼玉大学大学院生）